

山形県空手道連盟事業本部規程

平成 7 年 2 月 5 日 制定
平成 15 年 2 月 11 日一部改正(第 6 条追加 技術委員会設置)
平成 24 年 2 月 5 日一部改正 (専門部 4 部体制)
平成 30 年 2 月 4 日一部改正 (専門部 5 部体制)

第 1 条 山形県空手道連盟は、規約第 19 条の規定による事業本部に次の専門部を設ける。

- (1) 普及本部 本部長 1 名、担当部長・部員若干名
- (2) 競技本部 本部長 1 名、担当部長・部員若干名
- (3) 強化本部 本部長 1 名、担当部長・部員若干名
- (4) 資格審査本部 本部長 1 名、担当部長・部員若干名
- (5) 高体連専門部 本部長 (高体連委員長) 1 名、部員若干名

第 2 条 事業本部長は、理事長をもってあて、事業を統括する。

2 専門部本部長は、副理事長をもってあてる。

3 各専門部内の担当部長及び部員は、必要に応じて理事等の中から選出し、事業本部長が委嘱する。

第 3 条 本部員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

第 4 条 専門部は、各本部長が召集してその議長となる

第 5 条 事業本部長は必要に応じて本部会議を召集し、専門部間の連携調整を図ることができる。

第 6 条 事業本部に、技術研究、情報収集提供を担当する研究・諮問機関として、技術委員会を設ける。

2 事業本部は、技術委員会と専門部との連携を密にし、事業に反映させるものとする。

第 7 条 普及本部は、次の事項を所掌する。

- (1) 加盟団体及び所属会員に対する情報提供等に関すること。
- (2) 全空連公認段位、及び級位受審者の育成に関すること。
- (3) 日体協公認指導員等の育成及に関すること。
- (4) ジュニア層の普及・育成に関すること。
- (5) 樹氷杯ジュニア空手道選手権大会に関すること。
- (6) その他普及啓蒙に関すること。

第 8 条 競技本部は、次の事項を所掌する。

- (1) 県連大会の運営指導及び記録に関すること。
- (2) 全空連公認審判員の育成に関すること。
- (3) 競技規定の研究、整備に関すること。
- (4) その他競技運営、審判制度運用に関すること。

第 9 条 強化本部は、次の事項を所掌する。

- (1) 選手の競技力向上のための強化練習会の実施に関すること。
- (2) 県連強化選手の指定に関すること。
- (3) 競技力向上のための指導者育成に関すること。
- (4) その他競技力向上に関すること。

第 10 条 資格審査本部は、次の事項を所掌する。

- (1) 全空連公認段位、及び級位受審者の審査に関すること。
- (2) 全空連公認審判員受審者の審査に関すること。

- (3) 県連盟所属の資格審査員の統括に関する事。
- (4) その他資格審査員を必要とする審査に関する事。

第11条 高体連専門部は、次の事項を所掌する。

- (1) 競技力向上のための選手強化に関する事。
- (2) 競技力向上のための指導者育成に関する事。
- (3) 全国並びに東北高体連空手道専門部に関する事。
- (4) 中高連携に関する事。
- (5) その他、高体連全般に関する事。